

5 A Y A世代のがん患者支援について

がん対策基本法に基づく「がん対策推進基本計画」において、国は、A Y A世代のがんへの対策を盛り込んでおり、「がん患者の療養環境の課題等について実態把握を行い、診断時からの緩和ケア提供体制や在宅療養環境等の体制整備について、関係省庁と連携して検討する」としている。

この世代に発症するがんについては、その診療体制が定まっておらず、年代によって、就学、就労、生殖機能等の状況が異なることから、国は、適切な治療や長期フォローアップを受けられることを目指すとしている。

一方、この世代特有の医療や療養等に係る経済的な負担が生じる場合があることから、次の事項に関して特段の措置を講じていただきたい。

1 介護保険制度の対象とならない40歳未満の終末期がん患者は、在宅療養に対する公的支援制度が限定期であることから、介護保険サービスと同等の助成制度を創設していただきたい。

2 アピアランスケアは、就労などの社会参加を後押しする上で有用であることから、その費用を公的医療保険や所得税の医療費控除の対象としていただきたい。